

令和元年度
宗像地区事務組合
財務書類
(統一的な基準)

一般会計等

令和2年10月

目次

I. 本組合の財務書類の公表について	.1
1. 地方公会計制度の概要	1
2. 宗像地区事務組合の取り組み	2
3. 統一的な基準の特徴	2
4. 作成基準日	3
5. 作成対象とする範囲	3
6. 財務書類間の相互関係図	4
II. 本組合の財務書類について	.5
1. 貸借対照表	5
(1) 一般会計等貸借対照表の2期比較	6
2. 行政コスト計算書	11
(1) 一般会計等行政コスト計算書の2期比較	11
3. 純資産変動計算書	14
(1) 一般会計等純資産変動計算書の2期比較	14
4. 資金収支計算書	16
(1) 一般会計等資金収支計算書の2期比較	16
III. 指標	18
1. 指標一覧	18
2. 指標の説明	19

I. 本組合の財務書類の公表について

1. 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった問題点が指摘されていました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立したことにより、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に、総務省では「新地方公会計制度研究会」を発足させました。同研究会からは平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」、「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、一部事務組合を含むすべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

2. 宗像地区事務組合の取り組み

こうした状況の中、宗像地区事務組合では、平成27年度決算から組合全体の財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても宗像地区事務組合の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

3. 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。

- ① 会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。
- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（平成26年6月24日閣議決定）において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ＩＣＴを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。
- ③ 各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、一般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」が期待されること。

4. 作成基準日

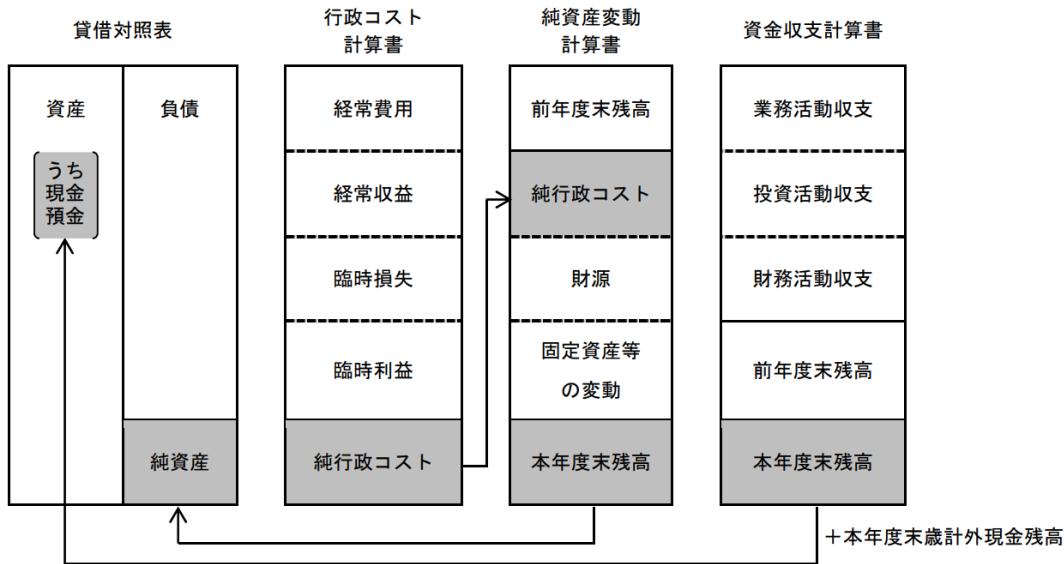
作成基準日は、各会計年度の最終日となります。今回の令和元年度決算分では令和2年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5. 作成対象とする範囲

区分	名称
一般会計等	一般会計
	急患センター事業特別会計

※本資料におきましては、以下一般会計等を対象としております。

6. 財務書類間の相互関係図



[出典:総務省「財務書類作成要領」]

- ①貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」と一致します。
- ②行政コスト計算書の「純行政コスト」は、純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致します(純行政コストは純資産の減少要因となる為、純資産変動計算書上はマイナス表記となります)。
- ③貸借対照表の「純資産合計」の金額は、純資産変動計算書の「本年度純資産残高」と一致します。

II. 本組合の財務書類について

1. 貸借対照表

地方公共団体の決算書は、1年間でどのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握できません。

この貸借対照表では、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

(1) 一般会計等貸借対照表の2期比較

貸借対照表

単位：千円

資産の部	R元年度末	H30年度末	差額
1.固定資産	2,410,705	2,575,570	△ 164,865
有形固定資産	1,652,402	1,802,415	△ 150,014
(1) 事業用資産	1,069,011	1,147,630	△ 78,620
(2) インフラ資産	—	—	—
(3) 物品	583,391	654,785	△ 71,394
無形固定資産	—	—	—
投資その他の資産	758,304	773,155	△ 14,851
(1) 投資及び出資金	—	—	—
(2) 投資損失引当金	—	—	—
(3) 長期延滞債権	53	60	△ 7
(4) 長期貸付金	—	—	—
(5) 基金	758,260	773,103	△ 14,844
(6) その他	—	—	—
(7) 徴収不能引当金	△ 9	△ 8	0
2.流動資産	448,568	488,810	△ 40,242
(1) 現金預金	64,534	102,325	△ 37,791
(2) 未収金	17	46	△ 29
(3) 短期貸付金	—	—	—
(4) 基金	384,020	386,446	△ 2,426
(5) 棚卸資産	—	—	—
(6) その他	—	—	—
(7) 徴収不能引当金	△ 3	△ 6	4
資産合計	2,859,273	3,064,381	△ 205,107
負債の部	R元年度末	H30年度末	差額
1.固定負債	780,011	961,879	△ 181,869
(1) 地方債	780,011	961,879	△ 181,869
(2) 長期未払金	—	—	—
(3) 退職手当引当金	—	—	—
(4) 損失補償等引当金	—	—	—
(5) その他	—	—	—
2.流動負債	368,374	350,358	18,016
(1) 1年以内償還予定地方債	272,169	260,009	12,160
(2) 未払金	—	—	—
(3) 未払費用	—	—	—
(4) 前受金	—	—	—
(5) 前受収益	—	—	—
(6) 賞与等引当金	89,431	84,700	4,731
(7) 預り金	6,774	5,649	1,125
(8) その他	—	—	—
負債合計	1,148,384	1,312,237	△ 163,853
純資産の部	R元年度末	H30年度末	差額
(1) 固定資産等形成分	2,794,725	2,962,016	△ 167,291
(2) 余剰分（不足分）	△ 1,083,836	△ 1,209,873	126,037
純資産合計	1,710,889	1,752,143	△ 41,254
負債及び純資産合計	2,859,273	3,064,381	△ 205,107

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

財務書類は、前年度や過去の複数期間と比較して異常値を把握し、当該異常値の原因を明らかにする過程で、様々な課題等が浮き彫りになる事があります。

財務書類が利害関係者に対する説明資料である以上、各数値の増減について合理的に説明する必要があります。

一般会計等の平成30年度末残高と令和元年度末残高とを比較すると、主な増減は次のとおりです。

- 事業用資産の減少78,620千円
 - ・・・福津消防署増改築工事等の新規取得による増加24,677千円、宗像自治会館売却による減少77,605千円、減価償却による減少25,691千円によるものです。
- 物品の減少71,394千円
 - ・・・水槽付消防ポンプ自動車等の新規取得による増加98,450千円、減価償却による減少169,844千円によるものです。
- 地方債の減少169,709千円（固定負債・流動負債合計）
 - ・・・地方債の償還によるものです。

用語解説

固定資産	
事業用資産	公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産。 当組合(一般会計等、以下同様)においては、消防署所やし尿処理場、宗像地区急患センターの土地建物が該当する。
インフラ資産	社会基盤となる資産であり、道路、橋、公園、上下水道施設など。 当組合においては、令和元年度末時点では該当する資産はない。
物品	車輌、物品、美術品などが該当する。 当組合においては、消防車両や救急車両、消防署所の無線設備や電源装置、し尿処理場の機械装置などが該当する。
無形固定資産	ソフトウェアなど。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
投資及び出資金	有価証券、出資金、出捐金など。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
投資損失引当金	連結団体に対する出資に係る実質価額が著しく低下した場合に計上。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
長期延滞債権	滞納繰越調定収入未済分。(滞納期間が1年以上の債権) 当組合においては、宗像地区急患センター診療収入の一部負担金滞納分における当年度末の収入未済額が該当する。
長期貸付金	自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金。 (流動資産に区分されるもの以外) 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
基金	流動資産に区分される以外の基金。(減債基金、その他の基金) 当組合においては、退職手当組合への積立額から当年度末時点での退職手当の自己都合要支給額を控除した金額が該当する。
その他	上記以外及び徵収不能引当金以外のもの。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
徵収不能引当金	未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの。(固定資産分) 当組合においては、宗像地区急患センター診療収入の一部負担金滞納分における当年度末の収入未済額に対する徵収不能見込額を計上している。

流動資産	
現金預金	現金や普通預金など。
未収金	税金や使用料などの未収金。(滞納期間が1年以内の債権) 当組合においては、宗像地区急患センター診療収入の一部負担金現年分における当年度末での収入未済額が該当する。
短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
基金	財政調整基金、減債基金のうち流動資産に区分されるもの。 当組合においては、財政調整基金が該当する。
棚卸資産	売却目的保有資産。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
その他	上記以外及び徴収不能引当金以外のもの。 当組合において、令和元年度末時点では該当する資産はない。
徴収不能引当金	未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの。(流動資産分) 当組合においては、宗像地区急患センター診療収入の一部負担金現年分における当年度末の収入未済額に対する徴収不能見込額を計上している。
固定負債	
地方債	地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの。
長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外。 当組合において、令和元年度末時点では該当する負債はない。
退職手当引当金	原則として期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)から退職手当組合への積立額を控除した金額。 当組合においては、当年度末時点での自己都合要支給額を退職手当組合への積立額が上回ることから、退職手当引当金の計上は不要であり、当該超過分を投資その他の資産の基金に計上している。
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上する。 当組合において、令和元年度末時点では該当する負債はない。
その他	上記以外の固定負債。 当組合において、令和元年度末時点では該当する負債はない。

流動負債	
1年内償還予定 地方債	地方公共団体が発行した地方債のうち、1年内に償還予定のもの。
未払金	基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの。 当組合において、令和元年度末時点で該当する負債はない。
未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの。 当組合において、令和元年度末時点で該当する負債はない。
前受金	基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの。 当組合において、令和元年度末時点で該当する負債はない。
前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの。 当組合において、令和元年度末時点で該当する負債はない。
賞与等引当金	基準日時点までの期間に対応する期末・勤勉手当及び法定福利費。翌年度6月に支給予定の期末勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額に対し、前年12月～当年3月までの4か月分を引当金として算定し計上している。
預り金	基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債。 当組合においては、当年度末時点の歳計外現金を預り金として計上している。
その他	上記以外の流動負債。 当組合において、令和元年度末時点で該当する負債はない。
純資産の部	
固定資産等形成分	基準日時点における純資産のうち、固定資産等(流動資産に計上している基金や短期貸付金を含む)で運用している金額。 資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として現金以外の形態(固定資産等)で保有される。
余剰分(不足分)	基準日時点における純資産のうち、金銭の形態で運用している金額であり、流動資産(流動資産に計上されている基金や短期貸付金を除く)から負債額を控除して算出する。 (又は純資産額から固定資産等形成分を控除して算出)

2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

(1) 一般会計等行政コスト計算書の2期比較

行政コスト計算書		単位：千円	
	R元年度	H30年度	差額
経常費用	2,139,268	2,039,705	99,563
1.業務費用	2,020,970	1,956,717	64,253
(1) 人件費	1,237,422	1,204,592	32,830
(2) 物件費等	778,907	747,188	31,719
(3) その他の業務費用	4,641	4,937	△ 296
2.移転費用	118,298	82,988	35,310
経常収益	226,121	464,160	△ 238,039
1.使用料及び手数料	2,142	2,756	△ 614
2.その他	223,979	461,403	△ 237,424
純経常行政コスト	1,913,147	1,575,545	337,602
臨時損失	19,354	56	19,297
臨時利益	1,810	128	1,682
純行政コスト	1,930,690	1,575,473	355,217

※表示金額は千円単位となっており四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

一般会計等の平成30年度と令和元年度とを比較すると、主な増減は次のとおりです。

➤ 業務費用の増加64,253千円

・・・主に退職手当組合への積立金（純額）の減少に伴う職員給与費の発生

14,844千円（*）、物件費の増加14,673千円及び減価償却費の増加29,922千円によるものです。

(*) 従来より退職手当組合への積立額（退職手当組合の運用益のうち当組合へ按分される金額を含む）から当年度末時点での退職手当の自己都合要支給額を控除した金額を投資その他の資産の基金に計上しています。

以下表のとおり、平成30年度末時点と比較して令和元年度末時点での退職手当組合への積立額が134,905千円増加した一方、退職手当の自己都合要支給額が149,748千円増加いたしました。その結果、純額としての投資その他の資産の基金が14,844千円減少したことに伴い、当該金額を費用計上しております。

	R元年度末	H30年度末	差額
①退職手当組合への積立額 (当組合の持分)	1,909,696	1,774,791	134,905
②退職手当の自己都合要支給額 (負債)	1,151,436	1,001,688	149,748
③投資その他の資産の基金 (①-②)	758,260	773,103	△ 14,844

➤ 経常収益その他の減少237,424千円

・・・平成30年度において、退職手当の自己都合要支給額が前年度末時点と比較して減少したことに伴う基金の増加158,630千円が、令和元年度においてないことによるものです。その他、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用職員派遣負担金収入などの収益の減少等によるものです。

用語解説

経常費用	
業務費用	
人件費	職員給与費や議員報酬、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、退職手当に係る基金の減少などが該当し、当組合においても同様である。
物件費等	委託料や需用費、施設等の維持修繕に係る経費、消費的性格の備品購入費や減価償却費などが該当し、当組合においても同様である。
その他の業務費用	地方債の支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付などが該当し、当組合においても同様である。
移転費用	住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動などが該当し、当組合においては、組合への派遣職員の人件費の負担金をはじめとした各種負担金や消防車両の重量税などの公課費が該当する。
経常収益	
使用料及び手数料	財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭などが該当し、当組合においては、消防署所への自動販売機等設置料や消防の危険物許認可手数料などが該当する。
その他	過料、預金利子などが該当する。当組合においては、宗像地区急患センターの診療収入や一般会計の雑入、財政調整基金に係る利子及び退職手当に係る基金の増加等が該当する。
臨時損失及び臨時利益	
臨時損失	資産除売却損などが該当する。当組合においては、令和元年度は宗像自治会館の資産売却損と長期延滞債権に係る徴収不能引当金の計上不足額を計上している。
臨時利益	資産売却益などが該当する。当組合においては、令和元年度は物品売扱収入を計上している。

3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、市税、国・県等からの補助金等が本表の財源に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

(1) 一般会計等純資産変動計算書の2期比較

純資産変動計算書		単位：千円	
	R元年度	H30年度	差額
前年度末純資産残高	1,752,143	1,584,474	167,669
純行政コスト	△ 1,930,690	△ 1,575,473	△ 355,217
財源	1,889,436	1,743,142	146,294
(1) 税収等	1,889,436	1,743,142	146,294
(2) 国県等補助金	—	—	—
本年度差額	△ 41,254	167,669	△ 208,923
資産評価差額	—	—	—
無償所管換等	—	—	—
その他	—	—	—
本年度純資産変動額	△ 41,254	167,669	△ 208,923
本年度純資産残高	1,710,889	1,752,143	△ 41,254

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

一般会計等の平成30年度と令和元年度とを比較すると、主な増減は次のとおりです。

- 純行政コストの増加355,217千円
 - ・・・行政コスト計算書に記載の通り、主に経常費用の増加99,563千円及び経常収益の減少238,039千円によるものです。
- 税収等の増加146,294千円
 - ・・・構成市からの負担金収入の増加によるものです。

用語解説

前年度末純資産残高	前年度末の純資産の額。(前年度貸借対照表の純資産合計と一致する。)
純行政コスト	行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用をいう。 (行政コスト計算書の純行政コストと一致する。)
税収等	地方税、地方交付税、地方譲与税などが該当する。 当組合においては、構成市からの負担金収入が該当する。
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金などが該当する。 当組合の令和元年度において、該当事項はない。
資産評価差額	有価証券等の評価差額などが該当する。 当組合の令和元年度において、該当事項はない。
無償所管替等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額などが該当する。 当組合の令和元年度において、該当事項はない。
その他	上記以外の純資産の変動(調査判明の資産など)が該当する。 当組合の令和元年度において、該当事項はない。

4. 資金収支計算書

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の資産の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収支を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する収支を言います。

(1) 一般会計等資金収支計算書の2期比較

資金収支計算書

単位：千円

	R元年度	H30年度	差額
業務活動収支	191,427	181,342	10,085
1.業務支出	1,924,115	1,867,283	56,832
2.業務収入	2,115,542	2,048,625	66,917
3.臨時支出	—	—	—
4.臨時収入	—	—	—
投資活動収支	△ 60,634	△ 188,298	127,664
1.投資活動支出	123,201	188,426	△ 65,226
2.投資活動収入	62,566	128	62,438
財務活動収支	△ 169,709	16,600	△ 186,308
1.財務活動支出	260,009	157,700	102,308
2.財務活動収入	90,300	174,300	△ 84,000
本年度資金収支額	△ 38,916	9,643	△ 48,559
前年度末資金残高	96,676	87,032	9,643
本年度末資金残高	57,760	96,676	△ 38,916

前年度末歳計外現金残高	5,649	5,252	397
本年度歳計外現金増減額	1,125	397	728
本年度末歳計外現金残高	6,774	5,649	1,125
本年度末現金預金残高	64,534	102,325	△ 37,791

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

一般会計等の平成30年度と令和元年度とを比較すると、主な増減は次のとおりです。

➤ 業務支出の増加56,832千円

・・・主に宗像自治会館売却収入を構成市へ負担金として支出した事による補助金等支出の増加35,402千円、消防職員増員等に伴う人件費支出の増加19,581千円によるものです。

- 業務収入の増加66,917千円
 - ・・・構成市からの負担金など税収等の増加146,294千円の他、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用職員派遣負担金収入などの収益の減少によるものです。
- 投資活動支出の減少65,226千円
 - ・・・主に令和元年度は消防車の購入及び福津消防署の増改築工事等を行いましたが、平成30年度は消防及び救急車両購入などを行っていたため、公共施設等整備費支出が65,242千円減少したことによるものです。
- 投資活動収入の増加62,438千円
 - ・・・主に宗像自治会館などの資産売却収入の増加59,938千円によるものです。
- 財務活動支出の増加102,308千円
 - ・・・地方債償還の増加によるものです。
- 財務活動収入の減少84,000千円
 - ・・・地方債発行の減少によるものです。

用語解説

業務活動収支	
業務支出	人件費支出、物件費等支出、支払利息支出などが該当し、当組合においても同様である。
業務収入	税収等収入、国県等補助金のうち業務支出の財源に充当した収入、使用料及び手数料収入などが該当する。 当組合においては、構成団体からの負担金収入、宗像地区急患センターの診療収入、自動販売機等設置料、雑収入が該当する。
臨時支出	災害復旧事業費支出などが該当する。当組合の令和元年度において、該当事項はない。
臨時収入	臨時にあった収入。当組合の令和元年度において、該当事項はない。
投資活動収支	
投資活動支出	公共施設等整備費支出、基金積立金支出、投資及び出資金支出、貸付金支出などが該当する。当組合においては、令和元年度は消防車両の購入や福津消防署の増改築工事等が該当する。
投資活動収入	国県等補助金のうち投資活動支出の財源に充当した収入、基金取崩収入、資産売却収入などが該当し、当組合においては、令和元年度は財産売払収入及び財税調整基金からの繰入金が該当する。
財務活動収支	
財務活動支出	地方債の元金償還支出などが該当し、当組合においても同様である。
財務活動収入	地方債発行収入などが該当し、当組合においても同様である。

III. 指標

1. 指標一覧

指標	指標	算式	単位	R元年度 一般会計等	H30年度 一般会計等	増減
資産形成度	住民一人当たり資産額	資産合計 ÷ 人口	千円	18	19	△ 1
資産形成度	歳入額対資産比率	資産合計 ÷ 歳入総額	年	1.2	1.3	△ 0.1
資産形成度	有形固定資産減価償却率	減価償却累計額 ÷ 債却資産取得価額	%	83.0	83.1	△ 0.1
世代間公平性	純資産比率	純資産額 ÷ 資産合計	%	59.8	57.2	2.6
世代間公平性	社会資本等形成の 世代間負担比率 (将来世代負担比率)	地方債残高 ÷ 有形固定資産	%	63.7	67.8	△ 4.1
持続可能性	住民一人当たり負債額	負債合計 ÷ 人口	千円	7.1	8.2	△ 1.1
	基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	業務活動収支(支払利息除く) + 投資活動収支	千円	134,078	△ 3,278	137,356
効率性	住民一人当たり行政コスト	純行政コスト ÷ 人口	千円	11.9	9.8	2.1
自律性	受益者負担の割合	経常収益 ÷ 経常費用	%	10.6	22.8	△ 12.2

2. 指標の説明

住民一人当たり資産額	資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、資産形成度について住民等にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。
歳入額対資産比率	当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
純資産比率	純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば、純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、逆に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできます。
将来世代負担比率	社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。
住民一人当たり行政コスト	行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。また、当該指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。 なお、比較に際して、住民一人あたり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により自ずから異なるべきものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意する必要があります。
住民一人当たり負債額	負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、持続可能性について住民にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く)、及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となります。当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。
受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額であることから、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を示す指標となります。これを経年比較したり、類似団体比較したりすることにより、当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。